（４）生涯の各段階を通じて推進する取組

成果目標３（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力※を生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため，個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに，学習成果が広く社会で活用されるようにする。

（※力の例：思考力や課題解決力，健康や豊かな人間性，社会性や公共性など）

【成果指標】

①現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加

②体験活動・読書活動の実施状況等の改善

- 体験活動を行う児童生徒等の数の増加
- 全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加
- 市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率の増加

③学習成果の活用状況の改善

- 身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合の増加
- 青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加

④民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善

- 情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加

＜５年間における具体的方策＞

基本施策１１　現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

【基本的考え方】

○　個々人が，社会の中で自立して，他者と連携・協働しながら，生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるようにする。

○　このため，現代的・社会的な課題に対応した学習や，様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につながるよう，各学校や公民館，図書館等の社会教育施設による提供のみならず，一般行政や民間等の多様な提供主体とも連携して，推進する。

○　現代的，社会的な課題に対して地球的な視野で考え，自らの問題として捉え，身近なところから取り組み，持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（持続可能な開発のための教育：ＥＳＤ）を推進する。

【主な取組】

１１－１　現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

・　男女共同参画社会の形成の促進，人権，環境保全，消費生活，地域防災・安全，スポーツ等について，各分野の基本計画等に基づき，学習機会の充実を促進する。

また，学習の成果を地域参画・社会貢献につなげていく観点からも，社会の形成者たる主権者としての自覚と社会参画の力を育む学習，地域の中で自立した高齢期を送るとともに，これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を生かすための学習などの機会の充実を促進するとともに，多様な主体の連携・協働による地域課題の解決に向けた取組を推進する。さらに，ユネスコスクールの質量両面における充実等を通じ地球規模での持続可能な社会の構築に向けた教育（持続可能な開発のための教育：ＥＳＤ）を推進する。

１１－２　様々な体験活動及び読書活動の推進

・　学校や青少年教育施設等において，関係行政機関や民間団体等とも連携し，自然体験やボランティア活動を含めた社会体験，国際交流体験など，特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進する。

また，「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」等に基づいた，全校一斉の読書活動や公立図書館と学校の連携の推進，子どもの読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じた子どもの読書活動を推進する。

基本施策１２　学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

【基本的考え方】

○　学習者が，安心して，質の高い学習を行うことができ，また，その学習の成果が評価され，社会で幅広く通用するための環境を構築する。

○　このため，多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに，習得した知識技能を評価し，その結果を広く活用する仕組み等を構築する。

【主な取組】

１２－１　多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

・　民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及やＩＳＯ２９９９０（非公式教育・訓練サービスに係る国際標準）（※）等の質の保証・向上の取組への支援など，生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し，普及する。また，文部科学省認定社会通信教育の改善に向けた取組をさらに進めることにより，良質な学習機会の充実を図る。さらに，社会教育施設の質の向上に向けて，基本施策３０－１に記載した取組を進める。

※　非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者向けに，事業者の学習サービスの品質向上を図ることを目的として，２０１０年９月に国際標準化機構（ＩＳＯ）が発行した国際規格。

１２－２　修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

・　教育支援人材等の人材認証制度など，学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みを構築する。また，民間検定試験実施事業者等における自己評価・情報公開の取組を更に普及させることにより，検定試験等の社会的通用性を高める。さらに，国や関係機関において，青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みの構築を図る。

１２－３　ＩＣＴの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進

・　デジタルコンテンツの実態に関する調査研究等を実施するとともに，その質の保証や普及・奨励を図るための仕組みを構築し，平成２６年度を目途に本格運用を開始する。また，民間団体と地方公共団体等が連携して実施するＩＣＴを活用した学習成果の評価や社会的通用性の向上に資する取組（ｅポートフォリオ，ｅパスポート）を支援し，その成果を普及する。